

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	富山市立看護専門学校
設置者名	富山市長 藤井 裕久

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	9 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ及び学生便覧中のシラバスに掲載し公表している。学生便覧は入学時に1冊ずつ入学生に配布しており、閲覧用を執務室に保管している。 http://www.tch.toyama.toyama.jp/school/
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	富山市立看護専門学校
設置者名	富山市長 藤井 裕久

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	富山市立看護専門学校 学校関係者評価委員会
役割	学校関係者評価委員は、教育課程、経営管理、入卒状況等について、自己評価委員による自己評価結果の報告に基づき、評価を行う。評価結果は、教育活動および学校運営の質の保障と向上に活用する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
富山市立看護専門学校 前副校長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	
富山市民病院看護部長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	臨地実習先 看護部長
社会福祉法人 光風会 にながわ光風苑 看護師	2025. 4. 1～2027. 3. 31	臨地実習先 看護師
富山大学附属病院 看護師	2025. 4. 1～2027. 3. 31	卒業生
（備考）		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	富山市立看護専門学校
設置者名	富山市長 藤井 裕久

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画書(シラバス)は、科目名、単位数(時間数)、開講時期、担当者、学習のねらい、目的・目標、授業計画、評価方法、使用教科書、参考文献、履修要件から成る。 毎年1月に授業担当者が学習のねらい・目的・目標・授業計画・評価方法等を見直し、次年度シラバスを作成している。また、外部講師が学識経験の視点からシラバスを加筆・修正をしている。シラバスは4月からホームページで公開しており、学生には新入生オリエンテーションで配布し、説明している。	
授業計画書の公表方法	学生便覧に掲載し、公表している。 http://www.tch.toyama.toyama.jp/school/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 各科目の履修を終え、授業時間数の3分の2を超えて出席した者に対し、学科試験または実習評価を行い、単位を認定する。 評価方法は、認知・精神運動領域・情意領域それぞれの学習の到達目標評価に適した方法(筆記試験、レポート、口述試験、実技試験)等を組み合わせて行い、評価方法はシラバスに記載している。 <参考> 学則第21条 単位の認定は、学科試験及び実習評価により行う。 2 病気その他やむを得ない理由により学科試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を校長に届け出なければならない。 3 単位の認定は、年間授業時間数の3分の2を超えて出席した者に対して行うものとする。 4 成績の評価は、授業科目ごとに100点満点とし、優(80点以上)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、及び不可(60点未満)に区分して行う。 5 成績の評価が不可(第23条の規定により再試験が行われた場合は、当該再試験に係る成績の評価が不可)の場合は、単位を認定しない。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 履修科目毎の成績評価を点数化し、全科目の平均点を算出する。(100点満点で点数化) 成績分布は、指標の数値として、優(80点以上)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、及び不可(60点未満)の該当人数を記入する。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページ及び学生便覧に学則を掲載し公表している。 http://www.tch.toyama.toyama.jp/school/ https://www1.g-reiki.net/toyama/reiki_honbun/r181RG00000812.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 校長は、所定の単位を修得した者に対して卒業を認定し、当該者に卒業証書を授与する。 以下の能力を身につけた卒業生の輩出を目指している。 1. 看護の対象を理解する能力 2. コミュニケーション能力 3. 科学的根拠に基づいた看護実践能力 4. 職業倫理に基づいた行動がとれる能力 5. 多職種と協働できる能力 6. 専門職として成長し続ける能力 7. 社会から求められる看護役割を見出す能力	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページ及び学生便覧に学則を掲載し公表している。 http://www.tch.toyama.toyama.jp/school/ https://www1.g-reiki.net/toyama/reiki_honbun/r181RG00000812.html

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	富山市立看護専門学校
設置者名	富山市長 藤井 裕久

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療		医療専門課程	看護学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	1 0 5 単位	57 単位	15 単位	23 単位	0 単位	10 単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
1 2 0 人		1 1 8 人	人	1 1 人	8 8 人	9 9 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 本校の授業は講義・演習・実技・実習で構成されている。講義内容は毎年 1 月に見直し、次年度のシラバスに反映させている。学習が基礎科目、専門基礎科目、専門科目の順に進むよう配慮し、3 年間の科目編成を構成した上で、年間の授業計画を立案している。 別途添付
成績評価の基準・方法
（概要） 各科目の履修を終え、授業時間数の 3 分の 2 を超えて出席した者に対し、学科試験または実習評価を行い、単位を認定する。 評価方法は、認知・精神運動領域・情意領域それぞれの学習の到達目標評価に適した方法（筆記試験、レポート、口述試験、実技試験）等を組み合わせて行い、評価方法はシラバスに記載している <参考> 学則第 21 条 単位の認定は、学科試験及び実習評価により行う。 2 病気その他やむを得ない理由により学科試験を受けることができない者は、あら

はじめ、その旨を校長に届け出なければならない。 3 単位の認定は、年間授業時間数の3分の2を超えて出席した者に対して行うものとする。 4 成績の評価は、授業科目ごとに100点満点とし、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、及び不可（60点未満）に区分して行う。 5 成績の評価が不可（第23条の規定により再試験が行われた場合は、当該再試験に係る成績の評価が不可）の場合は、単位を認定しない。
卒業・進級の認定基準
（概要） 運営会議において、学則第21条および26条に基づき校長が認定している。 単位認定は学科試験および実習評価により行う。 校長は、所定の単位を修得した者に対して卒業を認定し、当該者に卒業証書を授与する。 以下の能力を身につけた卒業生の輩出を目指している。 1. 看護の対象を理解する能力 2. コミュニケーション能力 3. 科学的根拠に基づいた看護実践能力 4. 職業倫理に基づいた行動がとれる能力 5. 多職種と協働できる能力 6. 専門職として成長し続ける能力 7. 社会から求められる看護役割を見出す能力
学修支援等
（概要） 修学困難者に対して、アドバイザー（学年担当）による面談や学習支援を実施している。社会人基礎力育成プログラムを作成・実施し、社会人基礎力を養っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
34人 (100%)	4人 (11.8%)	30人 (88.2%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 富山市民病院・富山ろうさい病院・富山西総合病院等の県内の総合病院			
(就職指導内容) 2年次；卒業生を囲んで就職ガイダンス 3年次；個別指導（面接・小論文等）			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
115人	3人	2.6%
(中途退学の主な理由) ・体調不良（精神的）による休学中に、進路変更したもの ・修学意欲の低下及び学力不振によるもの		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・アドバイザーによる定期的な面談を実施し支援するとともに、必要な学生をスクールカウンセラーに繋げている。 ・修学への意欲を継続させるためのホームルームを定期的に行っている。成績低迷者には個人指導を行っている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科 (～R4 入学生)	0 円	120,000 円	円	
看護学科 (R5～入学生)	27,000 円	156,000 円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
http://www.tch.toyama.toyama.jp/school/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者評価委員会は看護教育に知見を有する者及び看護の学識経験者及び卒業生により構成され、4 人以内である。年に 1 度行われる自己点検・自己評価の内容を、「教育水準の維持・向上」及び「創意工夫のある教育の追及」の観点から、協議・評価する。 学校関係者評価委員会からの意見は、教育活動及び学校運営の質の保証と向上のために活用し、評価結果は公表する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
富山市立看護専門学校 前副校長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	看護教育に知見を有する者
富山市民病院看護部長	2025. 4. 1～2027. 3. 31	看護の学識経験者
社会福祉法人 光風会 にながわ光風苑 看護師	2025. 4. 1～2027. 3. 31	看護の学識経験者
富山大学附属病院 看護師	2025. 4. 1～2027. 3. 31	本校卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
http://www.tch.toyama.toyama.jp/school/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
http://www.tch.toyama.toyama.jp/school/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H116220180028
学校名 (〇〇大学 等)	富山市立看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	富山市長 藤井 裕久

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		－（ 0 ）人	－（ 0 ）人	－（ 0 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	0人	－	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				－（ 0 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。